

～山形県条例等 4 段表～

# 指定障害者支援施設

令和 6 年 4 月

## 本表の見かた

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた指定基準等について、平成 25 年 4 月 1 日より県の条例で定めることになりました。

本表の見かたについては下記のとおりですので、その運用に誤りのないよう当該基準に従い、適切なサービスを提供してください。

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第 4 条	(従業者の員数) 第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	(従業者) 第 5 条 指定〇〇〇は、管理者のほか次に掲げる従業者を置かなければならない。  (1) ▲▲ (2) □□	(従業者の員数) 第 4 条 条例 5 条第 1 項に掲げる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。  (1) ▲▲ 1 以上 (2) □□ ※※※の数を##で除した数以上	(1)従業者の員数 (条例第 5 条及び規則第 4 条) 条例第 5 条及び規則第 3 条は、～(略)～の提供にあたり規定したものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ①◆◆◆は、～(略)～を行うものである。 ②規則第 3 条第 2 項は、～(略)～を定めたものである。

県の条例等に対比するもとの厚生労働省令の条項  
※平成 25 年 4 月 1 日からは、当該厚生労働省令は使用しないこと

これまで厚生労働省令で定めていた指定基準について、県の条例及び条例施行規則で定めたもの  
※基準の基本的枠組みについては条例で規定し、細目的事項(人員数、面積等)については規則で規定

【関係告示】 (略)

規則及び解釈通知の中で、四角で囲まれている【関係告示】【関係通知】については、参考までに厚生労働省告示、通知について記載したものである

これまで厚生労働省で定めていた留意事項(解釈通知)について、県の留意事項(解釈通知)で定めたもの  
※事業者は、の3つの基準を全て満たす必要がある  
※最低基準については、解釈通知はないため、2段表となっているが考え方は上記と同じ

## 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例・条例施行規則・解釈通知（４段表）

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第1条	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚生労働省令第172号)</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条）</p> <p>第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 人員に関する基準（第四条—第五条の二）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第六条・第六条の二）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第七条—第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則 (趣旨)</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二</p>	<p>○ 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日県条例第82号）</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>	<p>○ 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月19日県規則第24号）</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○ 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び条例施行規則について（平成25年3月29日付け障第1425号。県健康福祉部長通知 改正平成27年4月1日）</p> <p>山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第82号。以下「条例」という。）及び山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第24号。以下「規則」という。）については、平成25年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>第1 条例及び規則の性格</p> <p>1 条例及び規則は、指定障害者支援施設が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害者支援施設は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定障害者支援施設が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害者支援施設の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条、第二十九条及び第三十三条において同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条、第四条の二、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準</p> <p>二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準</p> <p>三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第九条、第二十四条の二、第二十四条の三、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十二条の二、第四十五条第二項、第四十六条、第四十八条、第四十九条、第五十四条及び第五十四条の二の規定による基準</p> <p>四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの</p>			<p>定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、設置者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。</p> <p>また、③の命令をした場合には設置者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができること。</p> <p>(1) 次に掲げるときその他の指定障害者支援施設が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>① 施設障害福祉サービスの提供に際して指定障害者支援施設等に入所する者又は当該指定障害者支援施設に通所する者（以下「利用者」という。）が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に 対し、利用者又はその家族に対して事業者 による指定障害福祉サービスを利用させ ることの代償として、金品その他の財産上 の利益を供与したとき</p> <p>③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支 援事業を行う者若しくは他の障害福祉サ ービスの事業を行う者又はその従業者か ら、利用者又はその家族に対して特定の事 業者による指定障害福祉サービスを利用 させることの代償として、金品その他の財 産上の利益を収受したとき</p> <p>(2) 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼ すおそれがあるとき</p> <p>(3) (1) 及び(2) に準ずる重大かつ明白な 基準違反があったとき</p> <p>3 指定障害者支援施設が、運営に関する基準に 従って事業の運営をすることができなくなっ たことを理由として指定が取り消され、法に定め る期間の経過後に再度当該施設から指定障害者 支援施設について指定の申請がなされた場合に は、当該施設等が運営に関する基準を遵守する ことを確保することに特段の注意が必要であ り、その改善状況等が確認されない限り指定を 行わないものとする。</p> <p>第2 総論</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>1 事業者指定の単位について</p> <p>(1) 従たる事業所（昼間実施サービスの場）の取扱いについて</p> <p>指定障害者支援施設の指定等は、原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが、障害者支援施設で行う昼間実施サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型）については、次の①及び②の要件を満たす場合については、当該障害者支援施設内の「主たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」を設置することが可能であり、これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。</p> <p>① 人員及び設備に関する要件</p> <p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p>(I) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>6人以上</p> <p>(II) 就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上</p> <p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。</p> <p>イ 職員の勤務態勢、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要因を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第2条	<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>二 施設障害福祉サービス 法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。</p> <p>三 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。</p> <p>四 支給決定障害者 法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。</p> <p>五 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。</p> <p>六 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。</p> <p>七 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>(1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。</p> <p>(2) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、昼間実施サービスを当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の障害者支援施設として取り扱うことが可能である。</p> <p>2 用語の定義（条例第2条及び規則第2条）</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>八 指定障害福祉サービス 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。</p> <p>九 指定障害福祉サービス等 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。</p> <p>十 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。</p> <p>十一 指定障害者支援施設等 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。</p>	<p>(3) 自立訓練（機能訓練） 自立訓練のうち身体機能の向上に係るものをいう。</p> <p>(4) 自立訓練（生活訓練） 自立訓練のうち生活能力の向上に係るものをいう。</p> <p>(5) 認定指定障害者支援施設 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設をいう。</p> <p>(6) 就労継続支援B型 就労継続支援のうち、</p>		

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>十二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>十三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。</p> <p>十四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。</p> <p>十五 常勤換算方法 指定障害者支援施設等</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であつて雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。</p>	<p>(1) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。</p> <p>(2) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。</p> <p>(3) 法定代理受領 法第 29 条第 4 項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。</p> <p>(4) 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業</p>	<p>(1) 「常勤換算方法」</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>十六 昼間実施サービス 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。</p>		<p>者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(5) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。</p>	<p>指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該施設障害福祉サービスに従事する勤務時間の延べ数であること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項若しくは同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p>(2) 「勤務延べ時間数」</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>勤務表上、施設障害福祉サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該施設障害福祉サービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。</p> <p>なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>(3) 「常勤」</p> <p>指定障害者支援施設における勤務時間が、当該指定障害者支援施設において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>当該指定障害者支援施設等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害者支援施設等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>満たすものであることとする。</p> <p>例えば、指定障害者支援施設と指定短期入所事業所が併設されている場合、当該指定障害者支援施設の管理者と指定短期入所事業所の管理者とを兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p> <p>(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害者支援施設等</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>における勤務時間（生活介護及び施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p>(5) 「前年度の平均値」</p> <p>① 規則第10条第1項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>生活介護における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者延べ数（利用者延べ数については、生活介護サービス費において、所要時間3時間未満、所要時間3時間以上4時間未満、所要時間4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、所要時間5時間以上6時間未満、所要時間6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数として計算を行う）を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。なお、令和6年度においては、令和6年3月の支援実績等や、本人の利用意向を確認すること等により把握した、令和6年4月以降に個別支援計画</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>に定めると見込まれる標準的な時間により前年度の利用者延べ数を算出できるものとし、その数を基に、前年度の平均値を算出することができる。</p> <p>② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した施設において、新設又は増床分の定員に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者の数の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。</p> <p>ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする（定員を減少する場合も同様とする。）。</p> <p>なお、生活介護については、利用者に対するサービス提供の所要時間に応じた基本報酬の設定となることから、利用者数を算出するに当たっては、所要時間を踏まえた</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(申請者)		<p>算定とする。具体的には、①に記載のとおりであるが、新たに事業を開始若しくは再開し、又は増床した場合、新設等又は増床分の定員に関し、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%に利用者に対するサービス提供の所要時間の見込みに応じ、2分の1又は4分の3を乗じた数を利用者の数とし、新設等又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数に利用者に対するサービス提供の平均所要時間に応じて2分の1又は4分の3を乗じた数を当該6月間の開所日数で除して得た数とする。また、新設等又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数（所要時間に応じて2分の1又は4分の3を乗じて得た数）を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の直近3月間における全利用者の数の延べ数（所要時間に応じて2分の1又は4分の3を乗じて得た数）を当該3月間の開所日数で除して得た数とする（定員を減少する場合も同様とする。）。</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第3条	<p>(指定障害者支援施設等の一般原則)</p> <p>第三条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支</p>	<p>第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第4条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支</p>		

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第4条	<p>援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 人員に関する基準</p>	<p>支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>(サービス管理責任者)</p> <p>第3条 条例第5条第1項第1号ハの規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」と</p>	<p>第3 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>1 人員に関する基準</p>

【関係告示】「厚生労働大臣が定める者」＝「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(従業者の員数)</p> <p>第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>一 生活介護を行う場合</p> <p>イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p> <p>(一) 看護職員、理学療法士、作業療</p>	<p>(従業者)</p> <p>第五条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる従業者</p> <p>イ 医師</p> <p>ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p>	<p>(従業者)</p> <p>第4条 条例第5条第1項第1号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次のとおりとする</p> <p>イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は</p>	<p>(1) 従業者の員数(条例第5条及び規則第4条)</p> <p>① 生活介護を行う場合(条例第5条第1項第1号及び規則第4条)</p> <p>ア 医師(条例第5条第1項第1号イ及び規則第4条第1項第1号)</p> <p>日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。)の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。</p> <p>また、生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとする。</p> <p>イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員(条例第5条第1項第1号ロ及び規則第4条第1項第2号)</p> <p>これらの従業者については、生活介護の</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(イ) (i) から (i i i) までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ (i) から (i i i) までに定める数</p> <p>(i) 平均障害支援区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(i i)及び(i i i)において同じ。)の数を六で除した数</p> <p>(i i) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数</p> <p>(i i i) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数</p> <p>(ロ) (イ)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数</p>		<p>言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とすること。</p> <p>(イ) 次に掲げる平均障害支援区分（省令第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>a 平均障害支援区分が4未満 利用者（省令第4条第1項第1号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。b及びcにおいて同じ。）の数を6で除した数</p> <p>b 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>c 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>(ロ) (イ)aの厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数</p>	<p>単位ごとに常勤換算方法により、次の(Ⅰ)及び(Ⅱ)の数を合計した数以上でなければならないものである。</p> <p>(Ⅰ) (Ⅱ)以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定される平均障害支援区分に応じた必要数</p> <p>なお、平均障害支援区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設を利用していた者、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利用者」という。）、</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(二) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。</p>		<p>ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。</p>	<p>経過措置利用者以外の施設入所者であつて、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。（厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照）</p> <p>（算式）</p> $\{ (2 \times \text{区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{区分3に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{区分4に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{区分5に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{区分6に該当する利用者の数}) \}$ <p>／総利用者数</p> <p>なお、平均障害支援区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。</p> <p>(Ⅱ) 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であつて、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者の数を10で除した数。</p> <p>また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(四) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。</p> <p>(3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）（一）又は（二）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数</p> <p>(一) 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p>	<p>ハ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定める者をいう。以下同じ。）</p>	<p>ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。</p> <p>ニ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。</p> <p>(3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>イ 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>ロ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>ウ サービス管理責任者（条例第 5 条第 1 項第 1 号ハ及び規則第 4 条第 1 項第 3 号）</p> <p>サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。</p> <p>また、指定障害者支援施設の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。</p> <p>ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>ロ イ（２）の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>		<p>2 前項第２号の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に１人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>障害者支援施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。</p> <p>また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。</p> <p>(例) 利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合</p> <p>エ 生活介護の単位（規則第４条第２項）</p> <p>(I) サービス提供の単位</p> <p>生活介護の単位とは、１日を通じて、同時に、一体的に提供される生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>ハ イ(2)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止す</p>		<p>3 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力</p>	<p>の生活介護の単位を設置することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 生活介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。</li> <li>ii 生活介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。</li> <li>iii 生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。</li> </ul> <p>(Ⅱ) サービス提供単位ごとの従業者の配置</p> <p>生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである(例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。</p> <p>(Ⅲ) 常勤の従業員の配置</p> <p>同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(サービス管理責任者及び医師を除く。)が必要となるものである。</p> <p>オ 機能訓練指導員(規則第4条第3項)</p> <p>理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>るための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>ニ イ（２）の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>ホ イ（３）のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>二 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（１） 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p> <p>（一） 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で</p>	<p>(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合次に掲げる従業者</p> <p>イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p>	<p>を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>4 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第5条 条例第5条第1項第2号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（１） 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次のとおりとすること。</p> <p>イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数</p>	<p>言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。</p> <p>また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。</p> <p>② 自立訓練（機能訓練）を行う場合（条例第5条第1項第2号及び規則第5条）</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士及び生活支援員（条例第5条第1項第2号イ及び規則第5条第1項第1号）</p> <p>これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、自立訓練（機能訓練）を利用する利用者の数を6で除した数</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>除した数以上とする。</p> <p>(二) 看護職員の数は、一以上とする。</p> <p>(三) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、一以上とする。</p> <p>(四) 生活支援員の数は、一以上とする。</p> <p>(2) サービス管理責任者 (一) 又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ (一) 又は (二) に掲げる数</p> <p>(一) 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ロ 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。</p> <p>ハ イ（１）の理学療法士、作業療法士又は</p>	<p>ロ サービス管理責任者</p>	<p>上とすること。</p> <p>ロ 看護職員の数は、1以上とすること。</p> <p>ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とすること。</p> <p>ニ 生活支援員の数は、1以上とすること。</p> <p>(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>イ 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、前項に定める員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p> <p>3 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は</p>	<p>以上でなければならないものであり、この場合、看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。</p> <p>また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>イ サービス管理責任者（条例第5条第1項第2号ロ及び規則第5条第1項第2号）生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。</p> <p>ウ 訪問による自立訓練（機能訓練）を行う場合（規則第5条第2項）</p> <p>自立訓練（機能訓練）は、指定障害者支援施設において行うほか、当該自立訓練（機能訓練）の利用により、当該指定障害者支援施設を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。</p> <p>エ 機能訓練指導員（規則第5条第3項）</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>ニ イ（１）の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>ホ イ（１）の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>ヘ イ（２）のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>三 自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合</p> <p>イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>（１）生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上</p>	<p>（３）自立訓練（生活訓練）を行う場合 次に掲げる従業者</p> <p>イ 生活支援員</p>	<p>言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>４ 第１項第１号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>５ 第１項第１号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>６ 第１項第２号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第６条 条例第５条第１項第３号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（１）生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上</p>	<p>生活介護の場合と同趣旨であるため、①のオを参照されたい。</p> <p>③ 自立訓練（生活訓練）を行う場合（条例第５条第１項第３号及び規則第６条）</p> <p>ア 生活支援員（条例第５条第１項第３号イ及び規則第６条第１項第１号）</p> <p>生活支援員の員数が、常勤換算方法により、自立訓練（生活訓練）を利用する利用者の数を六で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低１人以上配置することが必要である。</p> <p>また、生活支援員は、１人以上が常勤でなければならない。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(2) サービス管理責任者 (一) 又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ (一) 又は (二) に掲げる数</p> <p>(一) 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ロ 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、イ (1) 中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とする。</p> <p>ハ 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練 (生活訓練) に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練 (生活訓練) (以下この条において「訪問による自立訓練 (生活訓練)」という。) を行う場合は、イ及びロに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練 (生活訓練) を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。</p> <p>ニ イ (1) 又はロの生活支援員のうち、一</p>	<p>ロ サービス管理責任者</p>	<p>(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>イ 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>ロ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合における前項第 1 号の生活支援員については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ 1 以上とする。</p> <p>3 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練 (生活訓練) に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練 (生活訓練) (以下この条において「訪問による自立訓練 (生活訓練)」という。) を提供する場合は、前 2 項に定める員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練 (生活訓練) を提供する生活支援員を 1 人以上置くものとする。</p> <p>4 第 1 項第 1 号又は第 2 項の生活支援員のう</p>	<p>イ サービス管理責任者 (条例第 5 条第 1 項第 3 号ロ及び規則第 6 条第 1 項第 2 号) 生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。</p> <p>ウ 看護職員を配置する場合 (規則第 6 条第 2 項) 当該自立訓練 (生活訓練) において、健康上の管理が必要な利用者があるために看護職員を配置している場合は、「生活支援員」を「生活支援員及び看護職員」と読み替え、この場合、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>エ 訪問による自立訓練 (生活訓練) を行う場合 (規則第 6 条第 3 項) 自立訓練 (機能訓練) の場合と同趣旨であるため、②のウを参照されたい。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>ホ イ（２）のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>四 就労移行支援を行う場合</p> <p>イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする</p> <p>（１） 職業指導員及び生活支援員</p> <p>（一）職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。</p> <p>（二） 職業指導員の数は、一以上とする。</p> <p>（三） 生活支援員の数は、一以上とする。</p> <p>（２） 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上</p>	<p>（４） 就労移行支援を行う場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める従業者</p> <p>イ 指定障害者支援施設（認定指定障害者支援施設を除く。）において行う場合 次に掲げる従業者</p> <p>（イ） 職業指導員及び生活支援員</p> <p>（ロ） 就労支援員</p>	<p>ち、１人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>５ 第１項第２号のサービス管理責任者のうち、１人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第７条 条例第５条第１項第４号イの従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>（１） 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上とすること。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、１以上とすること。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、１以上とすること。</p> <p>（２） 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を１５で除した数以上</p>	<p>④ 就労移行支援を行う場合（条例第５条第１項第４号及び規則第７条）</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員（条例第５条第１項第４号イ（イ）及び規則第７条第１項第１号）</p> <p>職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を６で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低１人以上配置することが必要である。</p> <p>また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか１人以上は常勤でなければならない。</p> <p>イ 就労支援員（条例第５条第１項第４号イ（ロ）及び規則第７条第１項第２号）</p> <p>就労支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を１５で除した数以上でなければならない。なお、職場実習のあつせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(3) サービス管理責任者 (一) 又は (二) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ (一) 又は (二) に掲げる数</p> <p>(一) 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ロ イの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員</p> <p>(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。</p> <p>(二) 職業指導員の数は、一以上とする。</p>	<p>(ハ) サービス管理責任者</p> <p>ロ 認定指定障害者支援施設において行う場合 次に掲げる従業者</p> <p>(イ) 職業指導員及び生活支援員</p>	<p>(3) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>イ 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>ロ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>2 条例第 5 条第 1 項第 4 号ロの従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 10 で除した数以上とすること。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、1 以上とすること。</p>	<p>援の経験を有した者が行うことが望ましい。</p> <p>ウ サービス管理責任者（条例第 5 条第 1 項第 4 号イ（ハ）及び規則第 7 条第 1 項第 3 号）生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい</p> <p>エ 認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者の員数（条例第 5 条第 1 項第 4 号ロ及び規則第 7 条第 2 項）</p> <p>(I) 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を 10 で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>また、職業指導員及び生活支援員のうち、</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(三) 生活支援員の数は、一以上とする。</p> <p>(2) サービス管理責任者 (一) 又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ (一) 又は (二) に掲げる数</p> <p>(一) 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ハ イ (1) 又はロ (1) の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>ニ イ (3) 又はロ (2) のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>五 就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う場合</p> <p>イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員</p> <p>(一) 職業指導員及び生活支援員の総数</p>	<p>(ロ) サービス管理責任者</p> <p>(5) 就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる従業者</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員</p>	<p>ハ 生活支援員の数は、1以上とすること。</p> <p>(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>イ 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>3 第1項第1号又は前項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>4 第1項第3号又は第2項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第8条 条例第5条第1項第5号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 職業指導員及び生活支援員 次のとおりとすること。</p> <p>イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常</p>	<p>いずれか1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>(II) サービス管理責任者については、生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。</p> <p>(III) なお、認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設の教員との兼務が可能であること。</p> <p>⑤ 就労継続支援B型を行う場合(条例第5条第1項第5号及び規則第8条)</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員(条例第5条第1項第5号イ及び規則第8条第1項第1号) 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労継続支援B型を利用する利用者の数を</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。</p> <p>(二) 職業指導員の数は、一以上とする。</p> <p>(三) 生活支援員の数は、一以上とする。</p> <p>(2) サービス管理責任者 (一) 又は (二) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ (一) 又は (二) に定める数</p> <p>(一) 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p> <p>ロ イ (1) の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>ハ イ (2) のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>六 施設入所支援を行う場合</p> <p>イ 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p>	<p>ロ サービス管理責任者</p> <p>(6) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる従業者</p>	<p>勤換算方法で、利用者の数を 10 で除した数以上とすること。</p> <p>ロ 職業指導員の数は、1 以上とすること。</p> <p>ハ 生活支援員の数は、1 以上とすること。</p> <p>(2) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数</p> <p>イ 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>ロ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>2 前項第 1 号の職業指導員又は同号の生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>3 第 1 項第 2 号のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>第 9 条 条例第 5 条第 1 項第 6 号の従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。</p> <p>イ サービス管理責任者 (条例第 5 条第 1 項第 5 号ロ及び規則第 8 条第 1 項第 2 号)</p> <p>生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。</p> <p>⑥ 施設入所支援 (条例第 5 条第 1 項第 6 号及び規則第 9 条)</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一) 又は (二) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ (一) 又は (二) に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。</p> <p>(一) 利用者の数が六十以下 一以上</p> <p>(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p>	<p>イ 生活支援員</p>	<p>(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援 B 型を受ける利用者又は省令第 4 条第 1 項第 6 号イ (1) に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を 1 以上とする。</p> <p>イ 利用者の数が 60 以下 1 以上</p> <p>ロ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>ア 生活支援員（条例第 5 条第 1 項第 6 号イ及び規則第 9 条第 1 項第 1 号）</p> <p>施設入所支援については、夜間の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として、指定障害者支援施設ごとに設定するものとする。）において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供することから、当該夜間の時間帯を通じて、施設入所支援の単位ごとに、利用定員の規模に応じ、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。</p> <p>ただし、生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、利用者の障がいの程度や当該利用者に対する夜間の時間帯に必要となる支援の内容等を踏まえ、宿直勤務を行う生活支援員を 1 以上確保すれば足りることとしたものである。</p> <p>⑦ 昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務について</p> <p>昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべ</p>

【関係告示】「厚生労働大臣が定める者」＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 171 条並びに 184 条において準用する同令第 22 条及び第 144 条に規定する厚生労働大臣が定める者等」（平成 18 年厚生労働省告示第 553 号）

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。</p> <p>ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に一又は複</p>	<p>ロ サービス管理責任者</p>	<p>(2) サービス管理責任者 指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。</p> <p>2 前項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に1人又は複数の利</p>	<p>き時間も含めて差し支えない。したがって、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はないこと。</p> <p>(例) 昼間、生活介護(平均障害支援区分は4)を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が50人の場合(常勤職員が1日に勤務すべき時間が8時間であることとした場合)</p> <p>この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の1日の勤務延べ時間数は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護の従業者 50÷5=10人 10人×8時間=80時間</li> <li>・施設入所支援の生活支援員 1人×16時間=16時間</li> </ul> <p>合計96時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて1人の生活支援員を確保した上で、合計80時間が確保されれば足りるものであること。</p> <p>イ サービス管理責任者(条例第5条第1項第6号ロ及び規則第9条第1項第2号)</p> <p>施設入所支援に係るサービス管理責任者については、原則として、昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。</p> <p>ウ 施設入所支援の単位(規則第9条第2項)生活介護の場合と同趣旨であるため、①</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第5条	<p>数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 第一項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>（管理者）</p> <p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）</p> <p>第五条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第四条第一</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の従業者の基準は、規則で定める。</p> <p>（管理者）</p> <p>第6条 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>用者に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>第10条 第4条から前条までの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>2 第4条から前条までに規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）</p> <p>第11条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設（昼間実施サービスの利用定員の</p>	<p>のエを参照されたい。</p> <p>ただし、施設入所支援の単位ごとの利用定員が30人以上である必要があること。</p> <p>（2）複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数（規則第11条）</p> <p>① 規則第11条第1項の規定は、指定障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを提供する場合にあっては、当該昼間実施サービスの</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ（ロ（１）に係る部分を除く。）並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第四条第一項第一号イ（３）及びホ、第二号イ（２）及びへ、第三号イ（２）及びホ、第四号イ（３）、ロ（２）及び二並びに第五号イ（２）及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>一 利用者の数の合計が六十以下 一以上  二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</p>		<p>合計が 20 人未満である場合に限る。）にあつては、第 4 条第 4 項、第 5 条第 4 項及び第 5 項、第 6 条第 4 項、第 7 条第 3 項（同条第 2 項第 1 号に係る部分を除く。）並びに第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設のサービス管理責任者の員数は、第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 項、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 6 項、第 6 条第 1 項第 2 号及び第 5 項、第 7 条第 1 項第 3 号、第 2 項第 2 号及び第 4 項並びに第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令第 5 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が 60 以下 1 以上  (2) 利用者の数の合計が 61 以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。</p> <p>② 同条第2項の規定は、複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていなければならないものである。</p>

【関係告示】「厚生労働大臣が定めるもの」＝「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年9月厚生労働省告示第544号）

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第5条の2	<p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第五条の二 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。</p>	<p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第8条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。</p> <p>2 従たる事業所を設置する場合における従業者の基準は、規則で定める。</p>	<p>3 前項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(従たる事業所を設置する場合における特例)</p> <p>第12条 条例第8条第1項の規定により従たる事業所を設置する場合においては、指定障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。</p>	
第6条	<p>第二節 設備に関する基準 (設備)</p> <p>第六条 指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 訓練・作業室</p>	<p>(設備)</p> <p>第9条 指定障害者支援施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 訓練・作業室</p>	<p>(設備)</p> <p>第13条 条例第9条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準</p>	<p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 訓練・作業室 (条例第9条第1項第1号及び規則第13条第1項第1号)</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>イ 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p> <p>ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>二 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。</p> <p>ロ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。</p> <p>ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>三 食堂</p> <p>イ 食事の提供に支障がない広さを有するこ</p>	<p>(2) 居室</p> <p>(3) 食堂</p>	<p>イ 専ら指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</p> <p>ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</p> <p>(2) 居室 次に掲げる基準</p> <p>イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。</p> <p>ロ 地階に設けてはならないこと。</p> <p>ハ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。</p> <p>ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>ホ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</p> <p>ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>(3) 食堂 次に掲げる基準</p> <p>イ 食事の提供に支障がない広さを有するこ</p>	<p>訓練・作業室については、面積や数に定めはないが、利用者の障がいの特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>と</p> <p>ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>四 浴室 利用者の特性に応じたものとする こと。</p> <p>五 洗面所</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>六 便所</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 利用者の特性に応じたものであること。</p> <p>七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐ ための間仕切り等を設けること。</p> <p>八 廊下幅</p>	<p>(4) 浴室</p> <p>(5) 洗面所</p> <p>(6) 便所</p> <p>(7) 相談室</p> <p>(8) 多目的室</p>	<p>と。</p> <p>ロ 必要な備品を備えること。</p> <p>(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする こと。</p> <p>(5) 洗面所 次に掲げる基準</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 利用者の特性に応じたものとする こと。</p> <p>(6) 便所 次に掲げる基準</p> <p>イ 居室のある階ごとに設けること。</p> <p>ロ 利用者の特性に応じたものとする こと。</p> <p>(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防 ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>(8) 廊下幅 次に掲げる基準</p>	<p>(2) 廊下幅については、従来の規制を緩和した ところであるが、利用者の障がいの特性を踏ま えた適切な幅員を確保するとともに、非常災害 時において、利用者が迅速に避難できるよう、 配慮されたものでなければならない。</p> <p>なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室等 利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊 下をいう。</p> <p>また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張す ることにより、利用者、従業者等の円滑な往来 に支障がないようにしなければならないこと」 とは、アルコーブを設けることなどにより、利 用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じ</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。</p> <p>3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。</p>	<p>(9) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備</p> <p>2 認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合は、前項各号に掲げる設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。</p>	<p>イ 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。</p>	<p>ない場合を想定している。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設は、利用者の日常生活全般を支援する必要があることから、利用者のニーズを踏まえ、この基準に定める設備のほか、必要な設備を設けるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 経過措置 指定障害者支援施設等の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。</p> <p>①多目的室の経過措置（条例附則第2項） 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設が、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。）については、当分の間、多目的室を設けないことができるものであること。</p> <p>②居室の定員の経過措置（規則附則第2項）</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者入所更生施設については、居室について、原則として4人以下とするものであること。</p> <p>③居室面積の経過措置（規則附則第3項及び第4項）</p> <p>ア 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設については、居室面積について、6.6平方メートル以上とするものであること。</p> <p>イ 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設であって、整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）附則第2条又は附則第3の規定の適用を受けているものについては、居室面積について、3.3平方メートル以上とするものであること。</p> <p>④ブザー又はこれに代わる設備の経過措置（規則附則第5項）</p> <p>ア 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設については、当分の間、規則第13条第2項第2号トのブザー又はこれに代わる設備を設け</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第7条	<p>4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。</p> <p>第三節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第七条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類</p>	<p>3 第1項第7号の相談室及び同項第8号の多目的室については、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、指定障害者支援施設の設備の基準は、規則で定める。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った支給決定障害者（以下この条において「利用申込者」という。）に係る障がいの特性に応じた適切な配</p>	<p>【経過措置】※多目的室、居室の定員・面積、ブザー等、廊下幅に関する経過措置 → 条例附則第2条及び規則附則第2～7条</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第14条 条例第11条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。</p>	<p>ないことができるものであること。</p> <p>⑤廊下幅の経過措置（規則附則第6項及び第7項）</p> <p>ア 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、廊下幅について、1.35メートル以上とするものであること。</p> <p>イ 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号ロの規定は当分の間適用しないものであること。</p> <p>3 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意（条例第11条及び規則第14条）</p> <p>指定障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の運営規程の概要、</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>ごとに、第四十一条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五条）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p>	<p>慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる規則で定める重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>(1) 条例第 14 条に規定する運営規程の概要</p> <p>(2) 従業者の勤務の体制</p> <p>(3) 第 50 条第 1 項に規定する協力医療機関</p> <p>(4) 第 50 条第 2 項に規定する協力歯科医療機関（当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）</p> <p>(5) 苦情への対応方法</p> <p>(6) 事故発生時の対応方法</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 条）第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。</p>	<p>従業者の勤務の体制、協力医療機関の名称、協力歯科医療機関の名称（協力歯科医療機関を定めた場合に限る。）、苦情への対応方法、事故発生時の対応等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障がいの特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定障害者支援施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>① 指定障害者支援施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの内容</p> <p>③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第8条	<p>(契約支給量の報告等)</p> <p>第八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。</p> <p>2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。</p>		<p>(契約支給量の報告等)</p> <p>第15条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない</p> <p>2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。</p>	<p>が支払うべき額に関する事項</p> <p>④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日</p> <p>⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。</p> <p>なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。</p> <p>(2) 契約支給量の報告等(規則第15条)</p> <p>① 契約支給量等の受給者証への記載</p> <p>指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該指定障害者支援施設の設置者及びその施設の名称、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの内容、当該指定障害者支援施設の設置者が当該利用者に提供する月当たりの施設障害福祉サービスの提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。</p> <p>なお、当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載することとしたものである。</p> <p>② 契約支給量</p> <p>規則第15条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第9条	<p>3 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。</p> <p>4 第一項から前項までの規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。 (提供拒否の禁止)</p> <p>第九条 指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。  (連絡調整に対する協力)</p>	<p>(提供拒否の禁止)</p> <p>第12条 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。</p>	<p>3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。</p> <p>(連絡調整に対する協力)</p>	<p>えてはならないこととしたものである。</p> <p>③ 市町村への報告 同条第3項は、指定障害者支援施設は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 提供拒否の禁止（条例第12条） 指定障害者支援施設は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該指定障害者支援施設の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障がいの種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。</p> <p>(4) 連絡調整に対する協力（規則第16条）</p>
第10条	<p>第十条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談</p>		<p>第16条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援</p>	<p>指定障害者支援施設は、当該施設等の利用について市町村又は一般相談支援事業者若しく</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第11条	<p>支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第十一条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。第三十二条第三項において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行</p>		<p>事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第17条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第37条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第84条第1項</p>	<p>は特定相談支援事業者から、利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害者支援施設の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。</p> <p>(5) サービス提供困難時の対応（規則第17条）</p> <p>指定障害者支援施設等は、条例第12条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難であると認められた場合には、同条の規定により、適当な他の指定障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>支援事業者（同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格の確認)</p>		<p>に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格の確認)</p>	
第12条	<p>第十二条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。</p> <p>(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)</p>		<p>第18条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。</p> <p>(介護給付費等の支給の申請に係る援助)</p>	<p>(6) 受給資格の確認（規則第18条）</p> <p>指定障害者支援施設の利用に係る介護給付費等を受けることができるのは、支給決定障害者に限られるものであることを踏まえ、指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量などサービス提供に必要な事項を確認しなければならないこととしたものである。</p>
第13条	<p>第十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サー</p>		<p>第19条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービ</p>	<p>(7) 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助（規則第19条）</p> <p>① 支給決定を受けていない者</p> <p>規則第19条第1項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。</p> <p>② 利用継続のための援助</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第14条	<p>ビスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第十四条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)</p>		<p>スに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第20条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)</p>	<p>同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該指定障害者支援施設のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。</p> <p>(8) 心身の状況等の把握 (規則第20条)</p> <p>規則第20条は、指定障害者支援施設は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該利用者の障がいの程度やその客観的なニーズ等に即した適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。</p> <p>(9) 指定障害福祉サービス事業者等との連携 (規則第21条)</p>
第15条	<p>第十五条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者</p>		<p>第21条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と</p>	<p>① 規則第21条第1項は、指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、外部の障害福祉サービスの利用も含め、利用者の障がいの程度や客観的なニーズ等に即したサービスの選択が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの提供を終了するに際しては、利用者が当該施設を退所した後、地域生活への円滑な移行が可能となるよう、他</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第16条	<p>との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第十六条 指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>		<p>の密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第22条 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p>	<p>の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。</p> <p>(10) 身分を証する書類の携行（規則第22条）</p> <p>指定障害者支援施設が、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）の利用に係る利用者（当該指定障害者支援施設を退所し、居宅において引き続き自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を利用する者を含む。以下規則第22条において同じ。）の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、当該指定障害者支援施設の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、この証書等には、当該指定障害者支援施設の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>
第17条	<p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第十七条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。</p>		<p>(サービスの提供の記録)</p> <p>第23条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。</p>	<p>(11) サービスの提供の記録（規則第23条）</p> <p>① 記録の時期</p> <p>ア 規則第23条第1項は、利用者及び指定障害者支援施設が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービ</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第18条	<p>2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。</p> <p>(指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)</p> <p>第十八条 指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。</p>		<p>2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、前2項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。</p> <p>(指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)</p> <p>第24条 指定障害者支援施設が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。</p>	<p>スを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>イ 同条第2項は、指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。</p> <p>② 利用者の確認</p> <p>同条第3項は、同条第1項及び第2項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(12) 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(規則第24条)</p> <p>指定障害者支援施設は、規則第25条第1項から第4項までに規定する額のほか曖昧な名目による不適切な費用の領収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、当該利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第19条	<p>2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第十九条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p>		<p>2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの支払については、この限りでない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第25条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。</p>	<p>① 施設障害福祉サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を当該利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(13) 利用者負担額等の受領 (規則第25条)</p> <p>① 利用者負担額の受領</p> <p>規則第25条第1項は、指定障害者支援施設は、法定代理受領サービスとして提供される施設障害福祉サービスについての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。</p> <p>② 法定代理受領を行わない場合</p> <p>同条第2項は、指定障害者支援施設が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該施設障害福祉サービスにつき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定め</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>3 指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ 創作的活動に係る材料費</p> <p>ハ 日用品費</p> <p>ニ イからハマまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を</p>		<p>3 指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ 創作的活動に係る材料費</p> <p>ハ 日用品費</p> <p>ニ イからハマまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓</p>	<p>る基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該施設障害福祉サービスに要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。</p> <p>③ その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>同条第3項は、指定障害者支援施設は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる費用の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>ア 生活介護を行う場合</p> <p>(I) 食事の提供に要する費用</p> <p>(II) 創作的活動に係る材料</p> <p>(III) 日用品費</p> <p>(IV) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>イ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>行う場合 次のイからハまでに掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ 日用品費</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</p>		<p>練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用</p> <p>ロ 日用品費</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(3) 施設入所支援を行う場合 次に掲げる費用</p> <p>イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が支給決定障害者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する食費等の基準費用額（法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第 4 項の規定により当該特定障害者特別給付費が支給決定障害者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）</p>	<p>行う場合</p> <p>(I) 食事の提供に要する費用</p> <p>(II) 日用品費</p> <p>(III) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>ウ 施設入所支援を行う場合</p> <p>(I) 食事の提供に要する費用及び光熱水費</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>ロ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>ハ 被服費</p> <p>ニ 日用品費</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>5 指定障害者支援施設等は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った</p>		<p>ロ 省令第 19 条第 3 項第 3 号ロに規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき支給決定障害者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>ハ 被服費</p> <p>ニ 日用品費</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 前項第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イに掲げる費用については、省令第 19 条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。</p> <p>【関係告示】「厚生労働大臣が定めるところ」＝「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 545 号）</p> <p>5 指定障害者支援施設は、第 1 項から第 3 項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支</p>	<p>（Ⅱ）利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>（Ⅲ）被服費</p> <p>（Ⅳ）日用品費</p> <p>（Ⅴ）その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>なお、アの（Ⅳ）、イの（Ⅲ）及びウの（Ⅴ）の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によるものとする。</p> <p>④ 領収証の交付</p> <p>同条第 5 項は、同条第 1 項から第 3 項の規定による額の支払を受けた場合には、当該利用者</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第20条	<p>支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 指定障害者支援施設等は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。</p> <p>(利用者負担額に係る管理)</p> <p>第二十条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。)が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項(法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p>		<p>支給決定障害者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 指定障害者支援施設は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。</p> <p>(利用者負担額に係る管理)</p> <p>第26条 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。)が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p>	<p>に対して領収証を交付することとしたものである。</p> <p>⑤ 利用者の事前の同意</p> <p>同条第6項は、同条第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(14) 利用者負担額に係る管理(規則第26条)</p> <p>① 規則第26条第1項は、指定障害者支援施設は、施設入所支援を受けている支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、厚生労働省が別に通知するところによるものとする。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第21条	<p>2 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)</p> <p>第二十一条 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、第十九条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して</p>		<p>2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者(当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。</p> <p>(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)</p> <p>第27条 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、第25条第2項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付</p>	<p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設は、昼間実施サービスのみを利用する支給決定障害者の依頼を受けて、利用者負担額に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、厚生労働省が別に通知するところによるものとする。</p> <p>(15) 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等(規則第27条)</p> <p>① 利用者への通知 規則第27条第1項は、指定障害者支援施設は、市町村から法定代理受領を行う施設障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費等の額を通知することとしたものである。</p> <p>② サービス提供証明書の利用者への交付 同条第2項は、規則第25条第2項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他利用者が介護給付費等を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第22条	<p>交付しなければならない。</p> <p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第二十二条 指定障害者支援施設等は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</p>	<p>(施設障害福祉サービスの取扱方針)</p> <p>第13条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービス計画(施設障害福祉サービスに係る個別支援計画をいう。)に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者に対する支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</p>	<p>しなければならない。</p>	<p>用者に交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(16) 施設障害福祉サービスの取扱方針(条例第13条)</p> <p>① 条例第13条第2項については、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月31日障発0331第15号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「意思決定支援ガイドライン」という。)を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</p> <p>ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。</p> <p>イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。</p> <p>ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>3 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>3 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>		<p>集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。</p> <p>また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。</p> <p>② 同条第3項に規定する支援上必要な事項とは施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものである。</p> <p>なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得よう努めること。</p> <p>③ 同条第4項は、指定障害者支援施設は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。</p>
	<p>4 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	<p>4 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第23条	<p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第二十三条 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>		<p>(施設障害福祉サービス計画の作成等)</p> <p>第28条 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>(17) 施設障害福祉サービス計画の作成等（規則第28条）</p> <p>① 規則第28条においては、サービス管理責任者が作成すべき施設障害福祉サービス計画について規定している。施設障害福祉サービス計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。</p> <p>また、施設障害福祉サービス計画は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この①において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。</p> <p>さらに、サービス管理責任者は、第三の3の(20)で規定する地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容を踏まえて計画の作成等を行うものであるため、サービス管理責任者以外の者が地域移行等意向確認等を行う場合、計画作成のプロセスにおいて、当該者と必要な連携を図りながら進めること。</p> <p>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第二十四条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</p> <p>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</p> <p>4 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支</p>		<p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。</p> <p>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</p> <p>4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p> <p>5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支</p>	<p>② サービス管理責任者の役割</p> <p>サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。この場合において、サービス管理責任者は、第29条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下この条において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。</p> <p>6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>		<p>援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</p> <p>6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>ア 個別支援会議の開催</p> <p>利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス計画利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めること。</p> <p>個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられるが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えない。</p> <p>なお、個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。ただし、例えば</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>7 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。</p> <p>9 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」とい</p>		<p>6 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。</p> <p>7 サービス管理責任者は、第五項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならない。</p> <p>9 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」とい</p>	<p>当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。</p> <p>イ 施設障害福祉サービス計画の原案の説明・同意 当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること</p> <p>ウ 施設障害福祉サービス計画の交付 利用者及び利用者等に対して指定計画相談支援を行う相談支援事業者へ当該施設障害福祉サービス計画を交付すること。また、サービス管理責任者は、サービス等利用計画を踏まえた施設障害福祉サービス計画の作成等を可能とするため、当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図ること。</p> <p>エ モニタリング 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第24条	<p>う。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上)、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>一 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第二十四条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p>		<p>う。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上)、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。</p> <p>10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>11 第2項から第9項までの規定は、第10項の施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の責務)</p> <p>第29条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p>	<p>討は、昼間、生活介護又は就労継続支援B型を利用するものにあつては少なくとも6月に1回以上、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を利用するものにあつては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。)を行うこと</p> <p>なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図ること。</p> <p>(18) サービス管理責任者の責務(規則第29条)</p> <p>① サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成のほか、次の業務を担うものである。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p>		<p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p> <p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p>	<p>ア 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと</p> <p>イ 指定障害者支援施設を退所し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと</p> <p>ウ 他の従業者に対して、施設障害福祉サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと</p> <p>② 同条第2項については、サービス管理責任者は、利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意思決定支援の実施の観点から必要な助言指導を行うことが求められるものである。</p> <p>なお、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス管理責任者の役割と重複するものであるが、サービス管理責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。</p> <p>また、サービス管理責任者については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(地域との連携等)</p> <p>第二十四条の二 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>		<p>(地域との連携等)</p> <p>第 29 条の 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>都道府県が実施するサービス管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。</p> <p>(19) 地域との連携等（規則第29条の2）</p> <p>① 規則第29条の2は、指定障害者支援施設等の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定障害者支援施設等は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項に定める地域連携推進会議は、指定障害者支援施設等が、利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する者並びに市町村の担当者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域との連携により、効果的な事業運営、サービスの透明性及び質の確保、利用者の権利擁護等を目的として設置するものであり、各施設が自ら設置し、おおむね年1回以上開催しなければならない。この地域連携推進会議は、施設の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。</p> <p>地域連携推進会議は、ウェブ会議システム等を活用して行うことができるものであるが、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p>		<p>3 地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を利用して開催することができる。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>6 第2項、第4項及び前項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。</p>	<p>③ 地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員（以下「地域連携推進員」という。）が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けること。 なお、居室の見学については、当該居室の利用者の了承を得たうえでなければ、行ってはならないこと。</p> <p>④ 地域連携推進会議における報告等の記録は、同条第4項の規定に基づき、5年間保存しなければならない。</p> <p>⑤ 同条第5項に規定に基づき、地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存しなければならない。</p> <p>⑥ 地域連携推進会議の設置等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）附則第2条第1項において、1年間の経過措置を設けており、令和7年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</p> <p>第二十四条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</p> <p>2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十三条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</p> <p>3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</p>		<p>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</p> <p>第 29 条の 3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</p> <p>2 前項の地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(20) 地域移行等意向確認担当者の選任等（規則第29条の3）</p> <p>① 地域移行等意向確認等について  地域移行等意向確認等については、地域移行等意向確認担当者が中心となって、少なくとも6月に1回以上は行うことが望ましい。</p> <p>② 地域移行等意向確認担当者について  地域移行等意向確認担当者は、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う役割を担うサービス管理責任者、又は地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制等について知識を有する者を選任することが望ましい。</p> <p>③ 地域移行等意向確認等に関する指針について  地域移行等意向確認等に関する指針については、以下の内容を定めることが望ましい。  なお、令和6年度中に指針の策定に係るマニュアルを作成予定である。</p> <p>ア 地域移行等意向確認等の時期  イ 地域移行等意向確認担当者の選任方法  ウ 地域移行等意向確認等の実施方法及び</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第25条	<p>(相談等)</p> <p>第二十五条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業</p>	<p>(相談等)</p> <p>第30条 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（就労継続支援のうち、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う、雇用契約の締結等による就労の機会</p>	<p>実施体制</p> <p>エ 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容</p> <p>オ 地域の連携機関</p> <p>④ 地域移行等意向確認担当者の選任等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第17号）附則第2条第2項において、2年間の経過措置を設けており、令和8年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>(21) 相談等（規則第30条）</p> <p>① 規則第30条第1項は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者が当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービス以外の外部の障害福祉サービス事業者等による生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該利用者の希望を踏まえ、地域に</p>	

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第26条	<p>者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第二十六条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。</p>		<p>の提供、生産活動等就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の機会の提供その他の必要な支援に係るものをいう。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第31条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、前各号に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に</p>	<p>における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供及び当該利用者と外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援など、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(22) 介護（規則第31条）</p> <p>① 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>② 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。</p> <p>③ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。</p> <p>④ 指定障害者支援施設は、利用者にとって生活の場であることから、居宅における生活と同様に、通常の一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うも</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第27条	<p>6 指定障害者支援施設等は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (訓練)</p> <p>第二十七条 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じ</p>		<p>行わなければならない。</p> <p>6 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。</p> <p>7 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (訓練)</p> <p>第32条 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ</p>	<p>のとする。</p> <p>⑤ 規則第31条第6項に規定する「常に1人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。</p> <p>また、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組むものとする。</p> <p>(23) 訓練（規則第32条）</p> <p>① 規則第32条第2項に定める訓練の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第28条	<p>た必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。 (生産活動)</p> <p>第二十八条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。</p>		<p>う、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。 (生産活動)</p> <p>第33条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。</p>	<p>術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。</p> <p>② 同条第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。</p> <p>(24) 生産活動（規則第33条）</p> <p>生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。</p> <p>① 生産活動の内容（規則第33条第1項）</p> <p>生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障がいの特性、能力など</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第29条	<p>2 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵（じん）設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（工賃の支払等）</p> <p>第二十九条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われ</p>		<p>2 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（工賃の支払等）</p> <p>第34条 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われ</p>	<p>を考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。</p> <p>② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮（規則第33条第2項）</p> <p>指定障害者支援施設は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障がいの特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。</p> <p>③ 障がい特性を踏まえた工夫（規則第33条第3項）</p> <p>指定障害者支援施設は、生産活動の機会を提供するに当たっては、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。</p> <p>④ 生産活動の安全管理（規則第33条第4項）</p> <p>指定障害者支援施設は、生産活動の機会の提供をするに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。</p> <p>(25) 工賃の支払等（規則第34条）</p> <p>指定障害者支援施設は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。</p>		<p>る生産活動に従事している利用者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）を、3,000円を下回るものとしてはならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。</p>	<p>から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。</p> <p>指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならないこと。</p> <p>ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、知事の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。</p> <p>なお、県は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。</p> <p>また、指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、当該年度における目標工賃と前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、県に届け出なければならないこと。</p> <p>なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</p> <p>なお、この場合の指定障害者支援施設におけ</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第30条	<p>(実習の実施)</p> <p>第三十条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障</p>		<p>(実習の実施)</p> <p>第35条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害</p>	<p>る会計処理については、社会福祉法人が設置する指定障害者支援施設の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日付け雇児発0727第1号、社援発0727第1号老発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定障害者支援施設の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照されたい。</p> <p>(26) 実習の実施（規則第35条）</p> <p>実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めること。</p> <p>なお、実習時において、指定障害者支援施設における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。</p> <p>また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第31条	<p>害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>（求職活動の支援等の実施）</p> <p>第三十一条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p>		<p>者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく特別支援学校をいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>（求職活動の支援等の実施）</p> <p>第36条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の申込み（職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の6第1項の求職の申込みをいう。以下同じ。）その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の申込みその他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。</p> <p>（職場への定着のための支援等の実施）</p>	<p>支援学校等の関係機関と連携して行うこと。</p> <p>（27） 求職活動の支援等の実施（規則第36条）</p> <p>求職活動については、施設障害福祉サービス計画に基づき、公共職業安定所での求職の申込み、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員等が必要に応じ支援すること。</p> <p>（28） 職場への定着のための支援の実施（規則第37条）</p> <p>指定障害者支援施設は、当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利</p>
第32条	<p>第三十二条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定</p>		<p>第37条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の</p>	

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準第二百六条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同令第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）と</p>		<p>提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第102条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第102条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者</p>	<p>用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援等若しくは指定就労継続支援（「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が少なくとも6月以上の間）、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適應への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。</p> <p>また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定障害者支援施設等において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定障害者支援施設等は就職後6月経過後（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第33条	<p>の連絡調整を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p> <p>(就職状況の報告)</p> <p>第三十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。</p>		<p>をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</p> <p>(就職状況の報告)</p> <p>第38条 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。</p>	<p>を受けた後、就労を継続している期間が6ヶ月(過後)に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。当該指定障害者支援施設等において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定障害者支援施設等以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。</p> <p>なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。</p> <p>(29) 就職状況の報告(規則第38条)</p> <p>指定障害者支援施設は、毎年度、前年度における就職した利用者数、就職後6ヶ月以上職場定着している者の数を、県に報告しなければならないこと。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第34条	<p>(食事)</p> <p>第三十四条 指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p>		<p>(食事)</p> <p>第39条 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好（し）好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p>	<p>(30) 食事（規則第39条）</p> <p>① 規則第29条第1項に規定する「正当な理由」とは、</p> <p>ア 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合</p> <p>イ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合等をいい、食事の提供を安易に拒んではならないものであること。</p> <p>② 栄養管理等</p> <p>食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障がいの特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。</p> <p>なお、指定障害者支援施設における管理栄養士又は栄養士の配置については、支援に係る報酬の中で包括的に評価していること。</p> <p>また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障がいの特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないも</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第35条	<p>5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第三十五条 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。</p>		<p>5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であつて、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。</p> <p>(社会生活上の便宜の供与等)</p> <p>第 40 条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て必要な支援を行わなければならない。</p>	<p>のである。</p> <p>③ 食事の内容</p> <p>利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障がいの特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとする。</p> <p>④ 調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること（「食品衛生監視票について」（平成16年4月1日付け食安発第0401001号）別添の食品衛生監視票の監視項目参照）。</p> <p>⑤ 指定障害者支援施設において食事の提供を行う場合であつて、栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるように努めなければならないこととしたものである。</p> <p>(31) 社会生活上の便宜の供与等（規則第40条）</p> <p>① 規則第40条第1項は、指定障害者支援施設は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で必要な支援を行</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>3 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(健康管理)</p>		<p>3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(健康管理)</p>	<p>わなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、支援を行った後はその都度本人に確認を得るものとする。</p> <p>③ 同条第3項は、指定障害者支援施設は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設等が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならないこととするものである。</p> <p>(32) 健康管理（規則第41条）</p>
第36条	<p>第三十六条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>		<p>第41条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>① 規則第41条第1項は、利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。</p>
第37条	<p>2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第三十七条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに</p>		<p>2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第42条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療</p>	<p>② 同条第2項は、毎年、年2回以上定期的に健康診断を行うことにより、利用者の健康状態を適切に把握する必要がある。</p> <p>(33) 緊急時等の対応（規則第42条）</p> <p>指定障害者支援施設が、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第38条	<p>医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第三十八条 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。</p>		<p>機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)</p> <p>第 43 条 指定障害者支援施設は、施設入所支援の利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。</p>	<p>当規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。</p> <p>(34) 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い(規則第43 条)</p> <p>① 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認する方法によること。</p> <p>② 「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族の同意の上での入院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。</p> <p>③ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、利用者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。</p> <p>④ 利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第38条の2	<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第三十八条の二 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。</p> <p>(支給決定障害者に関する市町村への通知)</p>		<p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第44条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る省令第38条の2に規定する給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 利用者に係る金銭をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。</p> <p>(4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。</p> <p>(支給決定障害者に関する市町村への通知)</p>	<p>【関係告示】「省令第38条の2に規定する給付金」＝「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第38条の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」（平成23年厚生労働省告示第378号）</p> <p>(35) 支給決定障害者に関する市町村への通知 (規則第45条)</p>
第39条	<p>第三十九条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次</p>		<p>第45条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号</p>	<p>法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって介護給付費等の</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第40条	<p>の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者による管理等)</p> <p>第四十条 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>2 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。</p>		<p>のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたとき。 (管理者の責務)</p> <p>第46条 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。</p>	<p>支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定障害者支援施設は、その利用者が偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、介護給付費等の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。</p> <p>(36) 管理者による管理等 (規則第46条)</p> <p>指定障害者支援施設等の管理者は、原則として、専ら当該指定障害者支援施設等の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定障害者支援施設等の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>ア 当該指定障害者支援施設等のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 当該指定障害者支援施設等以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第41条	<p>3 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第四十一条 指定障害者支援施設等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第四十七条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第14条 指定障害者支援施設は、施設の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。</p>	<p>2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第47条 条例第14条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。</p>	<p>支援施設等の管理者、サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定障害者支援施設等の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合</p> <p>また、規則第46条第2項及び第3項は、指定障害者支援施設の管理者の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該施設の従業者に条例及び規則の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>(37) 運営規程（条例第14条及び規則第47条）</p> <p>指定障害者支援施設の適正な運営及び利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害者支援施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>一 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する施設障害福祉サービスの種類</p> <p>三 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間</p> <p>五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員</p>		<p>(1) 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類</p> <p>(3) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間</p> <p>(5) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員</p>	<p>① 従業者の職種、員数及び職務の内容（規則第47条第3号）</p> <p>従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例第5条及び規則第4条及び第11条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない（条例第11条及び規則第14条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。</p> <p>② 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員（規則第47条第5号）</p> <p>利用定員は、施設障害福祉サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとすること。</p> <p>ア 昼間実施サービス</p> <p>同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p> <p>イ 施設入所支援</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</p>		<p>(6) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</p>	<p>施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。なお、複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。</p> <p>③ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額（規則第47条第6号）</p> <p>「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、規則第25条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。</p> <p>④ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（規則第47条第7号）</p> <p>指定障害者支援施設が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、指定障害者支援施設へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障がいの程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>八 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>九 緊急時等における対応方法</p> <p>十 非常災害対策</p> <p>十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>十二 虐待の防止のための措置に関する事項</p>		<p>(8) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(9) 緊急時等における対応方法</p> <p>(10) 非常災害対策</p> <p>(11) 利用者に対して提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には、当該障がいの種類</p> <p>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	<p>⑤ サービス利用に当たっての留意事項（規則第47条第8号）</p> <p>利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等）を指すものであること。</p> <p>⑥ 非常災害対策（規則第47条第10号）</p> <p>条例第15条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。</p> <p>⑦ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類（規則第46条第11号）指定障害者支援施設は、障がい種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の障がいの特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障がい種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。</p> <p>なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。</p> <p>⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項（規則第47条第12号）</p> <p>「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	十三 その他運営に関する重要事項		(13) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	<p>支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）第15条の規定及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、その運用に遺漏なきよう通知されているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 虐待の防止に関する担当者の選定</li> <li>イ 成年後見制度の利用支援</li> <li>ウ 苦情解決体制の整備</li> <li>エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）</li> <li>オ 規則第56条の2第1項第1号に規定する虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること</li> </ul> <p>等を指すものであること。</p> <p>⑨ その他運営に関する事項（規則第47条第13号）</p> <p>利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておこな</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第42条	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第四十二条 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な</p>		<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第48条 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範</p>	<p>ど苦情への対応方法等について定めておくことが望ましい。</p> <p>(38) 勤務体制の確保等（規則第48条）</p> <p>利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 規則第48条第1項は、指定障害者支援施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（従業員の勤務体制を生活介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p> <p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設は原則として、当該施設の従業員によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが、洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。</p> <p>③ 同条第3項は、指定障害者支援施設の従業員の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。</p> <p>④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>困を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設等には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的内容及び指定障害者支援施設等が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>ア 指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的内容</p> <p>指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>下のとおりである。</p> <p>a 指定障害者支援施設等の方針等の明確化及びその周知・啓発</p> <p>職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</p> <p>なお、パワーハラスメント防止のための指定障害者支援施設等の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第42条の2	<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第四十二条の二 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第48条の2 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</p> <p>イ 指定障害者支援施設等が講じることが望ましい取組について</p> <p>パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>(38)の2 業務継続計画の策定等（規則第48条の2）</p> <p>① 規則第48条の2は、指定障害者支援施設等は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、規則第48条の2に基づき指定障害者支援施設等に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</p> <p>② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>		<p>2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務</p>	<p>及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p> <p>③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第43条	<p>3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第四十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>		<p>3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第49条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>できるよう、業務継続計画に基づき、指定障害者支援施設等内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。</p> <p>なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>(39) 定員の遵守（規則第49条）</p> <p>利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。</p> <p>① 昼間実施サービス</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>(I) 利用定員50人以下の指定障害者支援施設</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数（複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。（（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の生活介護の単位が設置されている場合にあつては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。（イ及び②において同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>（Ⅱ） 利用定員51人以上の指定障害者支援施設の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること</p> <p>イ 過去3月間の利用者の数</p> <p>過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>② 施設入所支援</p> <p>ア 1日当たりの利用者の数</p> <p>（Ⅰ） 利用定員50人以下の指定障害者支援施設の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数（複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつ</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第44条	<p>(非常災害対策)</p> <p>第四十四条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第15条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p>		<p>ては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(イ及び②において同じ。))が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。))に110%を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>(II) 利用定員51人以上の指定障害者支援施設の場合</p> <p>1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(40) 非常災害対策(条例第15条)</p> <p>① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。</p> <p>② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。</p> <p>③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第45条	<p>3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第四十五条 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又</p>	<p>3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第16条 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はま</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第49条の2 条例第16条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p>	<p>の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。</p> <p>④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるととしたものである。</p> <p>⑤ 条例第15条第3項は、指定障害者支援施設等が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。</p> <p>(41) 衛生管理等 (条例第16条)</p> <p>指定障害者支援施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものである。</p> <p>規則第49条の2に規定する感染症又は食中毒</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該指定障害者支援施設等において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>	<p>まん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>(1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定障害者支援施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p>	<p>が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。</p> <p>ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</p> <p>当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など指定障害者支援施設等の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定障害者支援施設等の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認め</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>られる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>また、指定障害者支援施設等外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針</p> <p>指定障害者支援施設等における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。</p> <p>平常時の対策としては、指定障害者支援施設等内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定障害者支援施設等内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。</p> <p>なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員の</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>ための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。</p> <p>ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修</p> <p>従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設等における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定障害者支援施設等が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、指定障害者支援施設等の指針が周知されるようにする必要がある。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要である。</p> <p>研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定障害者支援施設等内で行うものでも差し支えなく、当該指定障害者支援施設等の実態に応じ行うこと。</p> <p>エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</p> <p>平時から、実際に感染症が発生した場合を想</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第46条	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第四十六条 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>		<p>(協力医療機関等)</p> <p>第 50 条 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p>	<p>定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年 2 回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定障害者支援施設等内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>(42) 協力医療機関等（規則第50条）</p> <p>① 規則第 50 条第 1 項の協力医療機関及び同上第 2 項の協力歯科医療機関は、指定障害者支援施設から近距離にあることが望ましいものであること。</p> <p>② 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（規則第 50 条第 3 項）</p> <p>指定障害者支援施設等の入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）法第 6 条第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第47条	<p>4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>(揭示)</p> <p>第四十七条 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサ</p>		<p>4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p> <p>(揭示)</p> <p>第51条 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。</p>	<p>取り決めるよう努めることとしたものである。</p> <p>取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、指定障害者支援施設等の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。</p> <p>③ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合（規則第50条第4項）</p> <p>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、当該協力医療機関とは日頃から連携しており、新興感染症の発生時等にも連携して対応を行うことになることから、取り決めまで行うことが望ましい。</p> <p>(揭示)</p> <p>(43) 揭示（規則第51条）</p> <p>① 規則第51条第1項は、指定障害者支援施設等は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサー</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等</p>		<p>(1) 条例第 14 条に規定する運営規程の概要</p> <p>(2) 従業者の勤務の体制</p> <p>(3) 前条第 1 項に規定する協力医療機関</p> <p>(4) 前条第 2 項に規定する協力歯科医療機関 (当該協力歯科医療機関を定めた場合に限る。)</p> <p>(5) 苦情への対応方法</p> <p>(6) 事故発生時の対応方法</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p>2 指定障害者支援施設は、前項各号に掲げる事</p>	<p>ビスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定障害者支援施設等の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。</p> <p>ア 指定障害者支援施設等の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者、利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。</p> <p>イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。</p> <p>② 同条第 2 項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第48条	<p>に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(身体拘束等の禁止)</p> <p>第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>	<p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第17条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>	<p>備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第51条の2 条例第17条第3項の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p>	<p>で当該障害者支援施設等に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。</p> <p>(44) 身体拘束等の禁止（条例第17条）</p> <p>① 条例第17条第1項及び第2項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 規則第51条の2第1項第1号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者）により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用が努められることとし、その方策として、精神科専門医等、その方策として、精神科専門医等の活用が考えられる。また、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であ</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>るため、施設の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。</p> <p>指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。</p> <p>なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。</p> <p>ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様に従い、身体拘束等について報告すること。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等を確認することが必要である。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と解除へ向けた方策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 解除へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>③ 同条同項第2号の指定障害者支援施設が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>ア 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方</p> <p>イ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第49条	<p>(秘密保持等)</p> <p>第四十九条 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第18条 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>		<p>る基本方針</p> <p>キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>④ 同条同項第3号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。</p> <p>(45) 秘密保持等（条例第18条）</p> <p>① 条例第18条第1項は、指定障害者支援施設の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第50条	<p>2 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p> <p>第五十条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。</p>	<p>(情報の提供等)</p> <p>第 52 条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。</p>	<p>② 同条第2項は、指定障害者支援施設に対して、過去に当該指定障害者支援施設の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、利用者が当該指定障害者支援施設以外のサービスを利用する等の理由により、当該施設以外の他の障害福祉サービス事業者等に対して情報の提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者から同意を得る必要があることを規定したものである。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第51条	<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第五十一条 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>		<p>(利益供与等の禁止)</p> <p>第 53 条 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスを行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p>(46) 利益供与等の禁止（規則第53条）</p> <p>① 規則第53条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設を紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者による退所後の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。</p> <p>③ 施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。具体的には、「利用者が</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第52条	<p>(苦情解決)</p> <p>第五十二条 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し</p>	<p>(苦情への対応)</p> <p>第十九条 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(苦情への対応)</p> <p>第54条 指定障害者支援施設は、条例第19条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、条例第19条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授受すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授受すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授受すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授受を行うこと」など、おおよそ施設障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。</p> <p>(47) 苦情への対応 (条例第19条及び規則第54条)</p> <p>① 条例第19条の「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。</p> <p>② 規則第54条第2項は、苦情に対し指定障害者支援施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定障害者支援施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。</p> <p>また、指定障害者支援施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わな</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>て市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長)が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>6 指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長からの求めがあった場合に</p>		<p>3 指定障害者支援施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>③ 規則第54条第3項は、社会福祉法上、県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査があつせんのできるだけ協力することとしたものである。</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第53条	<p>は、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。</p> <p>7 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(事故発生時の対応)</p>	<p>(事故発生時の対応)</p>	<p>(削除)</p> <p>(事故発生時の対応)</p>	<p>(48) 事故発生時の対応（条例第20条及び規則第56条）</p>
第54条	<p>第五十四条 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。</p> <p>3 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>第20条 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村（特別区を含む。）、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第56条 指定障害者支援施設は、条例第20条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととする</p> <p>とともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。</p> <p>また、事業所に自動体外式除細動器</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>(虐待の防止)</p> <p>第五十四条の二 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(虐待の防止)</p> <p>第21条 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則に定める措置を講じなければならない。</p>	<p>(虐待の防止)</p> <p>第56条の2 条例第21条の規則で定める措置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。</p>	<p>(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。</p> <p>② 指定障害者支援施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。</p> <p>③ 指定障害者支援施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。</p> <p>(虐待の防止)</p> <p>(49) 虐待の防止（規則第56条の2）</p> <p>① 同条第1項第1号の虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）</li> <li>・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等）</li> <li>・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）</li> </ul> <p>の3つがある。</p> <p>虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。</p> <p>なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。</p> <p>虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の施設長（管理者）や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。</p> <p>なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。</p> <p>指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p> <p>具体的には、次のような対応を想定している。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>と。</p> <p>ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。</p> <p>ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。</p> <p>オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。</p> <p>カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。</p> <p>② 指定障害者支援施設は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。</p> <p>ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方</p> <p>イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項</p> <p>ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 虐待発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③ 同条同項第2号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。</p> <p>また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。</p> <p>④ 同条同項第3号の虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。</p> <p>なお、当該担当者及び管理者は、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第55条	<p>(会計の区分)</p> <p>第五十五条 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>		<p>(会計の区分)</p> <p>第57条 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p> <p>(記録)</p>	<p>促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道府県が行う研修に参加することが望ましい。</p> <p>(50) 会計の区分 (規則第57条)</p> <p>指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、施設障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。</p> <p>(51) 記録の整備 (条例第21条及び規則第58条)</p>
第56条	<p>第五十六条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 第十七条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録</p> <p>二 施設障害福祉サービス計画</p> <p>三 第三十九条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第四十八条第二項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五 第五十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 第五十四条第二項に規定する事故の状況及</p>	<p>第22条 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。</p> <p>2 指定障害者支援施設は、介護給付費等の請求に関する記録その他利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>第58条 条例第22条第2項の規則で定める記録は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第23条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録</p> <p>(2) 施設障害福祉サービス計画</p> <p>(3) 第45条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 条例第17条第2項の規定による身体的拘束等の記録</p> <p>(5) 第54条第1項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第56条第1項の規定による事故の状況及び</p>	<p>指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、条例第22条第2項により、指定障害者支援施設は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該サービスを提供した日から、少なくとも5年間以上保存しておかなければならないこととしたものである。</p> <p>① 介護給付費等の請求に関する記録</p> <p>② 施設障害福祉サービスに関する記録</p> <p>ア 条例第23条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録</p> <p>イ 施設障害福祉サービス計画</p> <p>ウ 条例第17条第2項に規定する身体的拘束等の記録</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>び事故に際して採った処置についての記録</p>		<p>事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>エ 規則第54条第1項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 規則第56条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>③ 規則第45条に規定する市町村への通知に係る記録</p>
附則	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。</p> <p>(指定旧法施設支援等に関する経過措置)</p> <p>第二条～第十四条 (略)</p> <p>(多目的室の経過措置)</p>	<p>(委任)</p> <p>第23条 この条例に定めるもののほか、指定障害者支援施設の運営の基準は、規則で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>4 経過措置</p> <p>指定障害者支援施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。</p> <p>(1) 多目的室の経過措置 (条例附則第2条)</p> <p>施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設が、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、多目的室</p>
第15条	<p>第十五条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法</p>	<p>2 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法</p>		

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者入所授産施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」とい</p>	<p>第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第9条第1項第8号の多目的室を設けないことができる。</p>		<p>を設けないことができるものであること。</p>



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>う。) 第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者通勤寮」という。))又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。)第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。))若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。))において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、こ</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第16条	<p>の省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)については、当分の間、第六条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。</p> <p>(居室の定員の経過措置)</p> <p>第十六条 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。</p>		<p>(居室の定員の経過措置)</p> <p>2 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)について、第13条の規定を適用する場合においては、同条第2号イ中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。</p>	<p>(2) 居室の定員の経過措置(規則附則第2条)</p> <p>平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者入所更生施設については、居室について、原則として4人以下とするものであること。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第17条	<p>(居室面積の経過措置)</p> <p>第十七条 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第三条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第十七条の三十二第一項に規定する国立施設又は法第五条第一項に規定するのぞみの園において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。</p> <p>2 (略)</p>		<p>(居室の面積の経過措置)</p> <p>3 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）附則第3条の規定の適用を受けているものに限る。）、指定知的障害者更生施設又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第13条の規定を適用する場合には、同条第2号ハ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。</p>	<p>(3) 居室面積の経過措置（規則附則第3条及び第4条）</p> <p>① 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設については、居室面積について、6.6平方メートル以上とするものであること。</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>3 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。</p> <p>第十七条の二（略） （ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）</p>		<p>4 前項の場合において、平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設であつて旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条又は第3条の規定の適用を受けているものにおいて、これらの施設の建物について、同項の規定を適用するときは、同項中「6.6平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。</p> <p>（ブザー又はこれに代わる設備の経過措置）</p>	<p>② 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設であつて、整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）附則第2条又は附則第3条の規定の適用を受けているものについては、居室面積について、3.3平方メートル以上とするものであること。</p> <p>（4）ブザー又はこれに代わる設備の経過措置（規則附則第5条）</p>
第18条	<p>第十八条 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第六条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p> <p>第十八条の二（略） （廊下幅の経過措置）</p>		<p>5 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第13条第2号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p> <p>（廊下幅の経過措置）</p>	<p>① 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設については、当分の間、規則第13条第2項第2号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができるものであること。</p> <p>（5）廊下幅の経過措置（規則附則第6条及び第7条）</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
第19条	<p>第十九条 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第六条第二項の規定を適用する場合においては、同条第二項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは「一・三五メートル」とする。</p> <p>2 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第六条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>3 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第六条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。</p>		<p>6 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第13条の規定を適用する場合においては、同条第8号イ中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。</p> <p>7 平成18年9月30日以前から引き続き存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（旧身体障害者更生施設等指定基準第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。）、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第13条第8号ロの規定は、当分の間、適用しない。</p>	<p>① 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、廊下幅について、1.35メートル以上とするものであること。</p> <p>② 平成18年9月30日以前から引き続き存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号ロの規定は当分の間適用しないものであること。</p>
第20条	第二十条 (略)			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>5 雑則</p> <p>看護師の業務について</p> <p>「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第40号）により、令和3年4月1日より社会福祉施設等への看護師の日雇派遣が可能になったところである。同政令の施行通知（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」（令和3年3月2日付け医政発0302第14号、職発0302第5号、子発0302第1号、老発0302第6号、障発0302第1号））にもある通り、日雇派遣については、あまりにも短期の雇用・就業形態であり、派遣元事業主及び派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、労働者の保護に欠けるおそれがあることから、原則禁止とされている中で、社会福祉施設等において看護師が行う看護業務については、社会福祉施設等における看護師の人材確保等の観点から、例外的に日雇派遣を可能とするものである。そのため、社会福祉施設等は日雇派遣看護師の受入れに当たっては、日雇派遣により看護師を確保することについて、これら改正の趣旨を十分踏まえ検討すること。また、日雇派遣看護師が従事する業務は、施行通知を踏まえ、派遣元事業主及び派遣先の労働者派遣契約において、利用者の日常的な健康管理（施設類型や入所者等の状態等の個別の事情に応じて判断することが必要であるが、例えば、急変等が想定されない入所者等のバイタルチェック</p>

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
				<p>や、口腔ケア、服薬管理等)の範囲内とすること。          なお、指定障害者支援施設等における人工呼吸器の管理等の医療的ケアについては、日雇派遣看護師が行うことは想定されないことに留意すること。また、准看護師が行う業務は日雇派遣の対象とならない。          このほか、同政令の施行通知に示された各種手順(派遣元事業主に対する適切な事前説明、緊急時に備えた対応の確保、派遣就業者に対するオリエンテーション等の実施、業務記録等による円滑な業務の引継ぎ、利用者への説明等)を遵守すること。</p>
	<p>附 則〔平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号抄〕          (施行期日)          第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。          附 則〔平成二〇年三月三一日厚生労働省令第八三号〕          この省令は、平成二十年四月一日から施行する。          附 則〔平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五七号〕          この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。          附 則〔平成二三年九月二二日厚生労働省令第一一六号〕          この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。          附 則〔平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二三号〕          この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。</p>		<p>附 則(平成26年3月25日規則第16号)          この規則は、平成26年4月1日から施行する。</p>	

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>附 則〔平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号〕抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則〔平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号〕抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二四年九月二四日厚生労働省令第一三二号）抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号） (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二五年一二月二日厚生労働省令第一二四号）抄 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三十年一月十八日厚生労働省令第二号）抄 (施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成三十年四月一日から施行す</p>	<p>附則（平成30年3月20日条例第31号）</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定を受けている改正前の山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第10条に規定する指定障害者支援施設については、改正後の山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>		



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>る。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条の二及び第六条の二に規定する指定障害者支援施設等については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第四条及び第六条の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第三条第三項及び第四十条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百五条、第二百五条の四、第三百三十六条、第三百六十二条、第三百六十二条の四、第三百七十一条、第三百七十一条の四、第三百八十四条、第三百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第16条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>3 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の第17条第3項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の日から令和六年三月 31 日までの間、改正後の第 48 条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から令和七年三月 31 日までの間、改正後の第29条の2の規定の適用については、同条第2項及び第4項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第5項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。</p>	

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準(以下「新指定障害者支援施設基準」という。))第三条第三項及び第五十四條の二、第四條の規定による改正後の障害福祉サービス基準(以下「新障害福祉サービス基準」という。))第三条第三項及び第三十二條の二(新障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。))、第五條の規定による改正後の地域活動支援センター基準(以下「新地域活動支援センター基準」という。))第二条第四項及び第十八條の二、第六條の規定による改正後の福祉ホーム基準(以下「新福祉ホーム基準」という。))第二条第四項及び第十七條の二、第七條の規定による改正後の障害者支援施設等基準(以下「新障害者支援施設等基準」という。))第三条第三項及び第四十三條の二、第八條の規定による改正後の指定通所支援基準(以下「新指定通所支援基準」という。))第三条第四項及び第四十五條第二項(新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條において準用する場合を含む。))、第十條の規定による改正後の指定入所施設基準(以下「新指定入所施設基準」という。))第三条第四項及び第四十二條第二項(新指定入所施設基準第五十七條において準用</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>する場合を含む。)、第十二条の規定による改正後の指定地域相談支援基準（以下「新指定地域相談支援基準」という。）第二条第四項、第三十六条の二（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。）及び第三十九条第四項、第十三条の規定による改正後の指定計画相談支援基準（以下「新指定計画相談支援基準」という。）第二条第七項及び第二十八条の二並びに第十四条の規定による改正後の指定障害児相談支援基準（以下「新指定障害児相談支援基準」という。）第二条第七項及び第二十八条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>（業務継続計画の策定等に係る経過措置）</p> <p>第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百三十六条、第三百六十二条、第三百六十二条の四、第三百七十一条、第三百七十一条の四、第三百八十四条、第三百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百六条の二十、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二並びに第二百十三条第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>参加支援施設基準」という。) 第二十二條の二(新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準第四十二條の二、新障害福祉サービス基準第二十五條の二(新障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準第十四條の二、新福祉ホーム基準第十三條の二、新障害者支援施設等基準第三十五條の二、新指定通所支援基準第三十八條の二(新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條において準用する場合を含む。)、第九條の規定による改正後の設備運営基準(以下「新設備運営基準」という。)第九條の四、新指定入所施設基準第三十五條の二(新指定入所施設基準第五十七條において準用する場合を含む。)、新指定地域相談支援基準第二十八條の二(新指定地域相談支援基準第四十五條において準用する場合を含む。)、新指定計画相談支援基準第二十條の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十條の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第百三十六条、第二百六条の十二並びに第二百六条の二十において準用する場合を含む。）、第七十一条第二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第二百五条、第二百五条の四、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二及び第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用す</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>る場合を含む。)、新設備運営基準第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)、新指定地域相談支援基準第三十条第三項(新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む。)、新指定計画相談支援基準第二十二條第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>(身体拘束等の禁止に係る経過措置)</p> <p>第五条 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十五条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第二百二十五条、第二百二十五条の四、第三百三十六条、第三百六十二条、第三百六十二条の四、第三百七十一条、第三百七十一条の四、第三百八十四条、第三百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準第四十八条第三項、新障害福祉サービス基準第二十八条第三項(新障害福祉サービス基準第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設等基準第三十九条第三項、新指定通所支援基準第四十四条第三項（新指定通所支援基準第五十四</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設基準第四十一条第三項(新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>第六条 この省令の施行の際現に指定を受けている第八条の規定による改正前の指定通所支援基準(以下「旧指定通所支援基準」という。)第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次条及び附則第八条において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準第五条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>第七条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準第五条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</p> <p>第八条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準第六条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>第九条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準第五十四条の六第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>第十条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準第五十四条の六第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>第十一条 この省令の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次条及び附則第十三条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第六十六条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>			



厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>第十二条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準第六十六条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。</p> <p>第十三条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準第六十六条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。</p> <p>第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>第十五条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準第七十一条の三第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。</p> <p>第十六条 この省令の施行の際現に存する第九条の規定による改正前の設備運営基準（次条及び附則第十八条において「旧設備運営基準」という。）第四十八条第一項第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>設については、新設備運営基準第四十九条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>第十七条 この省令の施行の際現に存する旧設備運営基準第四十九条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準第四十九条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>第十八条 この省令の施行の際現に存する旧設備運営基準第六十三条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準第六十三条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。</p> <p>第十九条 この省令の施行の際現に指定を受けている第十条の規定による改正前の指定入所施設基準（次条において「旧指定入所施設基準」という。）第四条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準第四条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>第二十条 この省令の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準第四条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準第四条第一項第三号イ(2)の規定にかかわら</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>ず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この省令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 この省令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(次項において「新指定障害者支援施設基準」という。)第二十四条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。</p> <p>2 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設基準第二十四条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。</p> <p>3 この省令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第三条の規定による改正後の障害者</p>			

厚生労働省令	省令	県条例	県規則	県解釈通知
	<p>の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（次項において「新障害者支援施設基準」という。）第十九条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第三項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。</p> <p>4 この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設基準第十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。</p>			